

産業廃棄物処分業許可証

住所 豊田市御船町山ノ神56番地8

氏名 公益財団法人 豊田加茂環境整備公社
代表理事 三宅 英臣 様



(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

コピー

豊田市長 太田 稔彦



許可の年月日 令和 3年 3月12日

許可の有効年月日 令和10年 3月11日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。)

(1) 事業の区分

埋立処分

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻 (水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥 (水銀含有ばいじん等を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉍さい (水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ダスト類 (水銀含有ばいじん等を除く。)

以上 12品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力 (最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量)、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) を記載すること。)

(1) 埋立施設 (管理型)

ア 設置場所

豊田市御船町山ノ神56番8ほか27筆

イ 設置年月日

平成4年3月12日

ウ 埋立地の面積

95,000m² (全体面積 198,539.25m²)

コピー

エ 埋立容量

2,191,000m³

オ 埋立処分する産業廃棄物

燃え殻 (水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥 (水銀含有ばいじん等を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉍さい (水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ダスト類 (水銀含有ばいじん等を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

カ 許可年月日

該当なし

キ 許可番号

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年 3月12日 更新許可

平成19年 3月12日 更新許可

平成24年 1月10日 優良確認

平成26年 3月12日 更新許可 (優良認定)

令和 3年 3月12日 更新許可 (優良認定)

令和 5年 6月27日 書換

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

コピー



コピー

コピー

コピー

コピー

コピー

コピー